解散公告

当社は、平成二十二年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

大分市大字廻栖野三二三一番地

みどり商事株式会社

代表清算人　仲　興一

解散公告

当社は、平成二十二年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

大分市大字廻栖野三二三一番地

株式会社みどりマザーランド

代表清算人　仲　興一

解散公告

当社は、平成二十二年三月二十九日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

大分県竹田市久住町大字久住四〇〇二

有限会社みどり高原牧場

代表清算人　仲　興一

解散公告（第一回）

当認可地縁団体は、平成二十二年一月二十四日開催の総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

栃木県那須塩原市箭坪一八番地二一

認可地縁団体松原苑自治会

清算人　室井　淳男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年一月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

栃木県宇都宮市今泉町一七五番地　ＭＡＣ

宇都宮コート五〇三号

特定非営利活動法人国際交流推進機構

代表清算人　山越　康雄

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年三月十五日金沢市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

石川県金沢市大桑第三土地区画整理組合

金沢市大桑第三土地区画整理組合

清算人代表　桑野　修三

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年二月二十三日開催の臨時総会の決議及び知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

長野県長野市大字南長野字聖徳五八四番地

社団法人信州経済同友会

清算人　森本　丘利

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年三月二十五日名古屋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

名古屋市天白区向が丘四丁目七一番地

名古屋市荒池土地区画整理組合

清算人代表　須賀　一成

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年二月十日開催の理事会の決議により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

大阪府大阪市中央区谷町二丁目三番四号

（サンシャイン大手前ビル）

財団法人地方行政総合研究センター

代表清算人　飯山　章夫

解散公告（第一回）

当法人は、寄付行為に定める存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

兵庫県洲本市物部三丁目九番四三号

財団法人洲本市青少年健全育成協会

代表清算人　齋藤　晴久

解散公告（第一回）

当財団は、平成二十二年一月十九日開催の評議員会及び平成二十二年一月二十一日開催の理事会の決議により解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

愛媛県今治市大新田町三丁目五番四九号

財団法人今治学校給食会

代表清算人　高橋　実樹

解散公告（第二回）

当組合は、規約の定めに基づき平成二十二年四月一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

東京都新宿区西新宿一丁目二六番一号損保ジャパン本社ビル

損保ジャパン調査サービス労働組合

清算人　橘田　和也

解散公告（第二回）

当財団法人は、平成二十二年三月三十一日に寄附行為第三十七条の定めにより解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

東京都千代田区二番町三番地

財団法人安全運転研修推進協会

代表清算人　廣谷　干城

解散公告（第二回）

当法人は平成二十二年三月二十四日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

新潟県上越市東城町三丁目一三番二三号

財団法人新潟県国民年金福祉協会

清算人　飯塚　忠雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十二月二十二日開催の臨時社員総会の決議並びに新潟県知事の認可により、平成二十二年二月二十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

新潟県新潟市西区小針三丁目二二番八号第二日伸ビル一〇一

医療法人博医会

清算人　渡邊　吉郎

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年三月十六日妙高市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

新潟県妙高市石塚町二丁目一〇九〇番地

石塚大崎土地区画整理組合

代表清算人　堀　謙三

解散公告（第二回）

当財団法人は、寄附行為第三十条第一項の規定による存続期間の満了により、平成二十二年四月一日をもって解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

岐阜市薮田南二丁目一番一号

財団法人愛のともしび基金

清算人　塩谷　千尋